

独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号

制 定 平成16年 4月 1日

一部改正 平成17年 4月 1日

一部改正 平成17年12月 1日

一部改正 平成21年 3月12日

一部改正 平成21年 9月29日

一部改正 平成24年 4月 1日

一部改正 令和 2年 5月19日

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が設置する高等専門学校（以下「学校」という。）における授業料その他の費用に関しては、国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第17号）又は他の規則に別段の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 学校（専攻科を含む。）の授業料の年額、入学料及び検定料は、次の各号に定める額とする。

- 一 授業料234,600円（商船に関する学科で、在学期間が6月の最終の学年にあっては、117,300円、商船に関する専攻科で、在学期間が6月の学年にあっては、117,300円）
- 二 入学料84,600円
- 三 検定料16,500円

2 学校の専攻科に在学する者のうち、当該学校の定めるところにより、当該専攻科の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者に係る授業料の年額については、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該学校の専攻科の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の二期に区分して行なうものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

- 2 前項の授業料は、前期にあっては5月、後期にあっては10月に徴収するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときにその一部又は全部を徴収することができる。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の1/2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第5条 前期又は後期中途において復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の1/2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

第6条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の1/2分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(退学の場合における授業料の額)

第7条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2/3分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(修業年限等を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者に係る授業料及び徴収方法の特例)

第8条 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の途中で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の1/2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収することができるものとする。

2 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

(入学料の徴収方法)

第9条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第10条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

(寄宿料の額及び徴収方法)

第11条 機構の設置する寄宿舎の寄宿料は、居室一室当たりの収容定員が1人であるものにあつては月額800円、その他のものにあつては月額700円とする。

2 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学生の申し出又は承諾があつたときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

(授業料その他の費用の免除及び猶予)

第12条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者の授業料その他の費用（以下「授業料等」という）の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 一 経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められた者
- 二 その他やむを得ない事情があると認められた者

2 授業料等の免除又は徴収の猶予の実施について必要な事項は、理事長が定める。

(研究生等及び聴講生の授業料、入学料及び検定料の額)

第13条 学校における研究生、聴講生及び科目等履修生の授業料、入学料及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学料	検定料
研究生	1月につき12,700円	25,100円	4,900円
聴講生及び科目等履修生	1単位につき6,200円	8,400円	4,900円

(特別の課程の受講料の額)

第13条の2 学校における特別の課程（独立行政法人国立高等専門学校機構における特別の課程に関する規則（機構規則第95号）に定める課程をいう。以下同じ。）の受講料は62,900円とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が当該特別の課程の趣旨、目的及び内容等を勘案し、受講料を徴収する必要がないと認めた場合は、受講料を徴収しないことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、校長が当該特別の課程の受講者の経済状況を勘案し、受講料を免除することができる。

(公開講座講習料の額)

第14条 公開講座講習料の標準額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、小中学生を対象とする講座など校長が適当と認めるものについては、その額を無償とすること又は減額することができるものとし、資格・技術等の習得を主たる目的とするものについては、その額を増額又は減額することができるものとする。

(授業料等の不徴収)

第15条 学校と大学、短期大学又は高等専門学校（国立高等専門学校を除く。以下「大学等」という。）との間の単位互換協定等に基づき、単位互換の相手方となる大学等が授業料等を不徴収とするときは、校長は、相手方の大学等の学生が当該学校の授業科目の履修に当たり支払うべき授業料等を徴収しないことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学等との間の交流協定等に基づき学校が受け入れる外国人留学生について準用する。

(理事長の承認を要する費用の額及び徴収方法)

第16条 この規則に規定するもののほか、手数料その他学校における費用に関しては、理事長の承認を得て、校長が定める。

附 則（平成16年4月1日 制定）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成11年3月31日に在学する者及びその者が属することとなる年次に平成11年4月1日以降に転学、編入学又は再入学した者であって、当該学校を卒業するため必要である教育課程の履修を、当該学校において行うこととなる者の授業料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日 一部改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月1日 一部改正）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月12日 一部改正）

この規則は、平成21年3月12日から施行する。

附 則（平成21年9月29日 一部改正）

この規則は、平成21年9月29日から施行する。

附 則（平成24年4月1日一部改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月19日一部改正）

この規則は、令和2年5月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する

別表（第14条関係）

別表（第14条関係） 1講座当たり時間数公開講座講習料の標準額

5時間以下	5, 400円
5時間を超え10時間以下	6, 400円
10時間を超え15時間以下	7, 400円
15時間を超え20時間以下	8, 400円
20時間を超え25時間以下	9, 400円
25時間を超え30時間以下	10, 400円
30時間を超え35時間以下	11, 400円
35時間を超え40時間以下	12, 400円
40時間を超え45時間以下	13, 400円
45時間を超え50時間以下	14, 400円
50時間を超え55時間以下	15, 400円
55時間を超え60時間以下	16, 400円
60時間を超え65時間以下	17, 400円
65時間を超え70時間以下	18, 400円
70時間を超え75時間以下	19, 400円
75時間を超え80時間以下	20, 400円
80時間を超え85時間以下	21, 400円
85時間を超え90時間以下	22, 400円
90時間を超え95時間以下	23, 400円
95時間を超え100時間以下	24, 400円
100時間を超え105時間以下	25, 400円
105時間を超え110時間以下	26, 400円